

このことは社会現象のいかなる分析にとつても重大な意味をもっている。もし制度的秩序の統合がその成員が秩序についてもっている〈知識〉によつてのみ理解しうるとすれば、そうした〈知識〉の分析は当の制度的秩序の分析にとつて必要不可欠な条件になるであろう。しかしながら、ここで強調しておかねばならないのは、こう言つたからといつて、それは制度的秩序の分析は制度的秩序の正当化に奉仕する複雑な理論体系だけをもつばらの研究対象にすべきだとか、あるいは何を措いてもまず第一にそうした体系をとり上げるべきだ、などということの意味するわけではない、ということだ。もちろん、さまざまな理論もまた考慮されるべきであることはいうまでもない。しかしながら、理論的知識というのは社会のなかで知識として通用しているものなかでもごく小さな部分を占めるにすぎないのであつて、決して最重要の部分をなしているわけではないのである。理論的に洗練された正当化図式は、制度史上のある特定の時点においてはじめてあらわれる。制度的秩序に関する原初的知識は理論以前のレヴェルにおける知識である。それは社会的世界についてへだれもが知つているものゝ総体であり、格言、道徳、万人周知の知恵の束、価値や信条、それに伝統等々の総体である。ホメロスから最近の社会学体系の樹立者に至るまでの長年にわたる英雄的な統合家の歴史が示すように、これらの要素を理論的に統合するには並々ならぬ知的努力が要求されるのである。しかしながら、理論以前のレヴェルにおいては、どの制度もすべて伝承された処方的知識の体系、つまり制度的にみて正しい行動準則を与えてくれる知識の体系をもっている。⁽²⁾

こうした知識は制度化された行動を動機づける原動力となつてゐる。それは行動の制度化された領域を規定し、その領域内に入るすべての状況を指定する。それはこの制度の文脈内で遂行されるべき役割

を規定し、構成する。事实上、それはそうした行動のいっさいを統制し、かつまた予言する。この知識は知識として、つまり現実に関して一般的に妥当する真理の体系として、社会的に客観化されたものである以上、制度的秩序からの基本的な逸脱は、すべて現実からの離脱としてあらわれる。こうした逸脱は道徳的墮落としてみられることもあれば、精神的な疾患としてみられることもあり、またときによつてはまったくの無知のせいにもされることもある。こうした微妙な区別は逸脱行為のとり扱い方に明白な結果をもたらすのであろうが、一方、こうした区別そのものは、特定の社会的世界の内部にあつては、すべてより劣性の認知上の地位しか共有していない。こうした径路を経て、特定の社会的世界は世界そのものとなる。社会において知識として自明視されている事柄は、およそこの世において知りうる事柄と外延において等しくなるか、あるいは、いずれにせよいまだ知られていない事柄が将来その枠内で知られるようになる、枠組を提供することになる。これが社会化の進行過程で習得される知識というものであり、社会的世界の客観化された構造についての個人の意識の内部における内在化を媒介する知識なのである。この意味において、知識は社会の基本的な弁証法の中心に位置するものである。それは外化が客観的世界を創造する回路を「立案」する。それはことばとことばに基礎づけられた認識装置によつてこの世界を対象化する。つまりそれは、この世界を現実として理解されるべき対象のもとへと整序づける⁽⁴¹⁾。そしてまたそれは、社会化の過程において客観的に妥当する真理として内在化されていく。このように、社会についての知識は、ことばの二重の意味において、つまり客観化された社会的現実の理解という意味と、この現実をたえず創造しつづけるという意味において、実現化 (realization) なのである。

たとえば、分業の進行過程においてはそれと関連する特定の行為と結びついた知識の体系が発展させられていく。その言語的な基礎においては、この知識はこれらの経済活動の制度的（段どり）にとつては、すでに必要不可欠のものになっている。たとえばそこにはさまざまな狩猟方式や使用武器、それに獲物となる動物等々を指示することばというものがあるであろう。さらにまた、そこには正しく猟をしようとするば学ばねばならない一連の技法というものがあるであろう。こうした知識は行動に回路を指示し、それを統制する力そのものとしてはたらくものであり、この行動領域を制度化するうえで必要不可欠な要素となっている。狩猟の制度が結晶化し、時間的にも存続するようになると、この知識の総体は狩猟に関する客観的な（そしてまた、ついでに言えば、経験的に実証可能な）記述としての役割を果たすことになる。社会的世界のあらゆる部分はこの知識によつて対象化されるのである。こうして、ここには狩猟経済の客観的現実に対応した狩猟に関する客観的な（科学）が成立することになるであろう。ここでいう（経験的実証）とか（科学）とかいうことばは、近代科学の基準からみて、という意味で理解されているのではなく、経験のなかで生み出され、やがてはまとまりをもつた一つの知識体系として組織化が可能になるような知識、という意味で理解されているということ、このことについてはここで詳しく説明する必要はない。

1 章 制 度 化

ところで、この知識の体系もまた次の世代へと受け継がれていく。それは社会化の過程において客観的な真実として習得されていき、こうしてまた主観的な現実として内在化もされていく。この現実もまた、個人を形成する力をもっている。それはある特殊なタイプの人間、つまり猟師、を生み出すであろうが、猟師としての彼のアイデンティティと経歴は、上に述べた知識の体系によつて構成された世界の

なかでのみ、全体として（たとえば狩猟社会の場合のように）、あるいは部分的に（たとえば獵師たちが彼ら自身の下位世界への参加を通してそれをともに形成する、われわれ自身の社会の場合のように）意味をもってくる。換言すれば、狩猟の制度化という場合、そのいかなる部分も、この行為に関連して社会的に生み出され、客観化されてきた特定の知識を欠いては存在し得ない、ということである。狩猟に携わることと獵師であるということは、こうした知識の体系によつて規定され、統制された社会的世界のなかに存在する、ということを意味している。若干の変更を加えれば、同じことは制度化された行動のいかなる領域についてもあてはまる。

c 沈澱化と伝統

人間の経験全体のうちで意識のなかに保持されている部分というのは、ごく小さなものにすぎない。こうして保持された経験は、沈澱化するようになる。つまりそれらは確認したり想起したりすることができる総体として、記憶のなかに凝結する⁽⁹⁾。こうした沈澱化が起こらなければ、人間は自分の歩んできた道の意味もわからなくなってしまうであろう。幾人かの人間が同じような経歴を共有する場合には、間主観的な沈澱化が起こり、そうした経歴の経験は共通の知識在庫のなかに統合されるようになる。間主観的な沈澱化は、それがあんならかの形の記号体系に客観化されるようになったとき、つまり共有された経験を反復して客観化できるという可能性が生じたときのみ、はじめて真の意味で社会的であるということが出来る。このときはじめて、これらの経験が一つの世代から次の世代へ、そして一つの

集団からもう一つの集団へ、受け継がれるという可能性が生まれる。理論的には、共通の活動は記号体系がなくても継承の基礎にはなりうる。しかしながら、経験的にはこういうことは起こりにくい。客観的に通用しうる記号体系は、沈黙化した経験を最初の具体的な個人の経歴の文脈から切り離し、それらを当の記号体系を共有する、あるいは将来共有することになるかも知れない、すべての人びとに一般的に接近可能なものにするることによって、これらの経験に萌芽的な匿名性という地位を与える。さまざまな経験は、こうして容易に伝承可能なものになるわけである。

原則的には、いかなる記号体系もすべてこうしたはたらきをもつのであろう。しかしながら、通常、決定的な記号体系をなしているのは、いうまでもなく言語的なそれである。ことばは共有された経験を客観化し、それらを言語共同体に属するすべての人びとの手もとに供することによって、集団的な知識在庫の基礎になると同時に、その道具にもなる。さらにまた、ことばは既存の知識在庫のなかへの新しい経験の統合を可能にすることによって、新しい経験を対象化するための手段にもなり得、客観化され、対象化された沈黙物が当の集団の伝統のなかへ継承されていくときの最も重要な手段になる。

たとえば、狩猟社会の成員のなかでも、武器をなくし、素手で野獣と闘わねばならなくなったという経験をもちつ者は、一部の者だけに限られている。この恐ろしい体験は、それが勇敢さ、巧みさ、そして手ぎわのよさ等々においてどのような教訓を残そうと、それを経験した人間の意識のなかにはつきりと沈黙化されている。もしこの経験が何人かの人間によって共有されていた場合には、それは間主観的に沈黙化されるであろうし、場合によっては、おそらくこれらの人びとの間に強い絆を形成することにもなるであろう。しかしながら、もしこの経験がことばによってあらわされ、伝達されたとすれば、それ

は、そうした出来事を一度も経験したことの無い人びとにも近づきうるものになるばかりか、おそらくはその人たちにとつても大いに意味のあるものになるであろう。ことばによる指示（狩猟社会においては、それは実際、非常に明確で精巧なものだと考えてよいであろう——たとえばへたつた一人で、大きな獲物、片手で、雄の尻を）とかへ一人で大きな獲物、両手で、雌の尻を、といった具合に）は、経験をその個人的な出来事から引き離す。それはだれにとつても客観的に可能なものになるか、あるいは、いずれにせよ、ある一定のタイプに属する人間のすべて（たとえば完全に手ほどきを受けた猟師）にとつて、客観的に可能なものになる。つまりそれは、たとえその経験がいぜんとしてある特定の個人の功績と結びついているにせよ、原則的には匿名化するのである。自分自身の将来の生活でこうした経験に遭遇することなどおおよそ考えられもしないような人びと（たとえば狩猟を禁じられている女性など）にとつてさえ、それは派生的な形で意味をもつこともある（たとえば将来の夫として望ましい男性というふうに）。いずれにせよ、それは共通の知識在庫の一部をなすわけである。つぎに、ことばへの経験の對象化（つまり一般的に入手可能な知識対象への経験の変形）は、さまざまな方法を通じて、より大きな伝統体系のなかへの経験の統合を可能にする。たとえば道徳教育、激励的な詩文、宗教的寓話等々によつて。こうして、より狭い意味における経験とその付加物であるより広い意味づけは、ともにそれらを新世代に属するすべての人間に教育することも可能になり、また場合によつては、まったく異なつた集団（たとえば生業の全体にまったく異なつた意味を付与しうる農耕社会）へ、普及させていくこともできるようになる。

ことばは集団的な沈澱物の大きな塊の貯蔵所となる。この沈澱物は無批判的に獲得されうる。つまり

それはまとまりをもった総体として、しかもそれが形成されるに至った当初の過程を再構成することもなく、獲得されていく。^(五)ここでは沈澱物の実際の源はすでに重要なものではなくなっている。それゆえ、伝統がこれとはまったく異なった起源をつくり出し、しかもそのことによつて客観化された事柄の内容を傷つけることもない、ということも起こりうる。換言すれば、正当化図式はその集團の沈澱化された経験にそのときどきに新しい意味を付与することによつて相互に交代し合える、ということである。社會の過去の歴史は、必ずしもその結果として制度的秩序を混乱におとしいれることなく、解釈しなおすこともできるのである。たとえば、上の例でいえば、〈大きな獲物〉は聖者の行為として正当化されることになるかも知れず、人間によるその行為の繰り返しは、すべて神話的な原型の模倣として正当化されることもありうるのである。

こうした過程は制度化された行為だけにみられるものではなく、すべての客観化された沈澱物の基礎にあるものである。たとえばそれは、特定の状況とは直接関係をもたない他者についての類型化図式を継承する場合にも、みられるであろう。たとえばわれわれは他の人びとを〈背が高い〉とか〈背が低い〉、〈肥っている〉とか〈やせている〉、〈頭が良い〉とか〈頭が悪い〉、という具合に類型化する。しかし、このように類型化したからといって、これらの類型になんらかの特殊な制度的意味が与えられるわけではないのである。この過程はいうまでもなく、これまで与えられてきた制度についての説明図式に照応する、沈澱化した意味の継承の場合にもあてはまる。制度の意味の継承は、その制度が当該集團がかかえる〈永遠の〉問題に対する〈永遠の〉解決法として社会的に認知される、ということに、その基礎をもっている。それゆえ、制度化された行為の潜在的な遂行者は、体系的にこれらの意味に通暁していな

ければならない。そしてこのためには、あるなんらかの形の〈教育〉過程が必要になる。制度の意味は強烈に、そして忘れ去られることのないように、個人の意識に印象づけられなければならない。人間というものはしばしば無精で物事を忘れやすいものである。それゆえ、これらの意味を繰り返し印象づけ、想起させることのできるさまざまな手続きもまた必要になる——もし必要ならば強制的で一般に不快な手段を用いてでも。また人間はしばしば愚かでもあるから、制度の意味は継承過程のなかで単純化される傾向がある。それを単純化することによって、制度的な〈諸定式〉の集まりを後続世代に容易に習得させ、記憶させようとするわけである。制度の意味がもつ〈定式〉的な性格は、その記憶の容易さを保証する。われわれはこの沈黙化された意味というレヴェルにおいて、われわれが制度化について論じた際にすでに指摘しておいたのと同様の、ルーティン化と平凡化という過程をもつことになる。ここでも再び、英雄的な武勳が伝統化する場合の定型化した形式が便利な例となる。

制度的行為の客観化された意味は〈知識〉として受けとめられ、そうしたものとして継承されてゆく。この〈知識〉のなかには全員にとって意味ありと考えられるものもあれば、ある一定タイプの人間にとつてしか意味をもたないものもある。意味が継承されるためにはある種の社会的装置が必要になる。つまりあるタイプの人間は伝統的〈知識〉の送り手とみなされており、他のタイプの人間はそうした知識の受け手とみなされているわけである。もちろんこの装置がもつ特殊な性格は社会が異なるにしたがつて変化する。さらにまた、ここには伝統が既知者から未知者へと伝えられていく際の類型化された手続きというものがあるであろう。たとえば狩猟に関する技術、呪い、道徳等々の知識が、特定の通過儀礼という手続きを経て、母方の伯父から一定の年齢に達した甥に伝えられていく場合などがそれである。

既知者と未知者の類型学は、両者の間に伝えられていくと考えられる〈知識〉と同様、社会的な規定上の問題である。〈知っている〉ということと〈知らないでいる〉ということは、ともに社会的に現実として規定されたものと関連する事柄であつて、認識の妥当性に関するなんらかの社会外的基準を指示するものではない。粗っぽい言い方をすれば、母方の伯父はこの特定の知識在庫を、彼らがそれを知っているから伝えるのではなく、彼らが母方の伯父であるために、知っているからこそ（つまり、彼らは既知者として規定されているからこそ）それを伝えるのである。もし制度的に指定された母方の伯父が特殊な事情によつて当該知識の伝達能力に欠けることが判明した場合には、彼はもはやことばの十全な意味において母方の伯父であることはなくなるのであり、実際、この地位の制度的承認がとり下げられることもありうるのである。

あるタイプの〈知識〉がもつ任意性の社会的範囲とその複雑性、それに特定の集団内におけるその重要性の如何によつて、〈知識〉はそれを象徴する対象（たとえば物神や軍の紋章）および／あるいは象徴的行為（たとえば宗教的儀式や軍事的儀式）によつて確認しなおされることが必要になる場合がある。いいかえれば、物理的対象や行為が記憶力を高めるための手段として用いられることがある、ということだ。すべての制度的意味の継承には明らかに統制と正当化の手續きが含まれている。こうした統制や正当化の手續きは制度そのものに付与されたものであり、それらは引き継ぎの担当者によつて管理されている。ここで再び次のことを強調しておいてよいかも知れない。それは、さまざまな制度とそれらの制度に含まれている知識の伝承形式との間には——機能性ということ——ア・プリオリな一貫性が存在すると考える必要はない、ということである。論理的な一貫性の問題はまず最初、正

当化のレヴェルにおいて（つまり、さまざまな正当化図式やそれらの管理担当者の中に抗争や競争がみられる場合に）発生し、次いでそれは社会化のレヴェルにおいて（つまり、交代していく制度的意味や競合し合っている制度的意味を内在化していく際に実際上の困難が生じる場合に）発生する。先ほどの例に戻っていえば、狩猟社会に由来する制度的意味を農耕社会に普及させてはならないというア・プリオリな理由は存在しない、ということである。しかもそればかりではなく、外部の観察者にとっては、これらの意味は拡散期における狩猟社会においても不明瞭な〈機能性〉しかもつておらず、農耕社会においてはまったく〈機能性〉などもたないように感じられることさえある。ここに生じてくる問題は、正当化担当者の理論的活動と新しい社会における〈教育者〉の実践的活動と関連し合っている。理論家たちは狩猟を司る女神たちが農耕を司る神々の神殿の住人になったとしても不思議はない、ということでは自らを満足させねばならず、一方また教育者たちは、女神たちの伝説的な活動を狩猟など一度も目撃したことがない子どもたちに説明しなければならぬという課題を負わされる。正当化を担当する理論家たちは論理を通すことに望みを託す傾向があり、一方、子どもたちは物事に反抗するという傾向をもっている。しかしながら、これは抽象的な論理とか技術的な機能性とかの問題ではない。むしろそれは一方では才覚の、そして他方では信じやすさの問題なのであって、どちらかという問題の立て方が違うのである。

d 役割

すでにみてきたように、いかなるものであれ、制度的秩序の始まりは自己自身と他者の行動を類型化することにある。このことは人が他者とともに特定の目標や相互に絡み合った行為の諸局面を共有するということ、そしてさらには、ただ単に特定の行為が類型化されるだけでなく、行為の形態までもが類型化される、ということの意味している。つまり、ここではXというタイプの行為を遂行しつつある特定の行為者を見ることができただけでなく、当の有意性構造の共有を当然要求できる人物であれば、いかなる行為者によっても遂行されうるものとしてある、Xというタイプの行為を見ることができであろう、ということである。たとえば、人は勝手気ままな振舞いをする自分の子どもを義兄が打擲するのを見て、この特殊な行為が他の伯父と甥との組合わせにふさわしい行為の一形態にすぎないこと、つまり、まさしくそれが母系制社会にあつては一般的に観察可能なパターンにすぎないことを知るであろう。この後者の類型化が支配的になりさえすれば、この出来事は社会的に自明視された経過をたどるようになる、父親は伯父の正当な権威行使を邪魔することのないように、この場面からわざと身を引くことになるであろう。

1章 制 度 行爲形態の類型化はこれらの行為が客観的意味をもつことを必要とするが、この客観的意味もまた、ことばによる対象化を必要とする。つまり、ここにはこれらの行為の諸形態を指し示す語彙というものが存在するであろう、ということだ（たとえば〈甥の打擲〉ということばがそれであり、これは親族関

係とそのさまざまな権利・義務関係を指し示すより大きなことばの体系の一部をなすであらう。こうして、原理的には、行為とその意味は、行為の個々の遂行やそれらと関連した可変的な主観的過程から分離して理解することが可能になる。自己も他者もともに客観的で、一般的に知られた行為の遂行者として理解することができるのであり、これらの行為はそれに適したタイプの行為者であれば、だれによつても、反復され、繰り返し可能なものとなるのである。

このことは自我の経験にとつて非常に重要な意味をもっている。行為が行なわれているとき、そこには自我と行為の客観的意味との同一化が存在する。つまり、現に遂行されつつある行為は、その間、行為者の自己理解を規定するのであり、しかもそれは、その行為に対しこれまで社会的に与えられてきた客観的意味において、規定するのである。もちろんここには直接行為には関与していない自己の身体と、自我の他の側面についてのマージナルな意識というものが存在しつづける。しかし、行為者は、その行為の遂行中は、自己自身を本質的には社会的に客観化された行為との同一化において理解する（たとえば「自分はいま甥をぶつている」という理解がそれであり、これは日常生活のルーティーンにおける一つの自明化した小事件である）。行為が行なわれた後、行為者が自らの行為の跡をふり返る場合には、これよりさらに重要な結果が生じる。いまや自我の一部はこの行為の遂行者として、対象化されるのであり、それとともに、全体としての自我は再び遂行された行為から相対的に自らを距離化しただすのである。つまり、自我をただ部分的に行為に関与したにすぎないものとして把らえることが可能になるわけだ（要するにわれわれの例におけるこの人間は、甥をぶつ人間である以外に、他の何者かでもあるわけである）。こうした対象化の過程が蓄積される（たとえば「甥をぶつ人」、〈妹の後見人〉、〈新入りの兵士〉、〈雨乞

い踊りの名手」等々というふうにと、自己意識の部分がそっくり対象化されたこれらのものによって構成されるようになる、ということを理解することは困難ではない。換言すれば、自我の一部は社会的に通用している類型化図式によって対象化される、ということである。こうした部分こそが本来の意味における「社会的自我」であり、これは全体としての自我から明確に区別されるものとして、そして場合によっては、それに対立するものとして、主観的に経験されるのである。この重要な現象——これは自我のさまざまな部分間における内的「対話」を可能にする——については、後に社会的に構成された世界が個人の意識のなかに内在化される過程を考へるとき、再びとりあげられるであらう。さしあたり重要なのは、この現象と客観的に通用している行動の類型図式との間の関係である。

要約していえば、行為者は行為中は社会的に客観化された行動の諸類型に自己を同一化するが、その後、彼が自己の行為を反省するとき、彼はそうした諸類型との間に再び距離を確立する。行為者と彼の行為との間のこの距離は、意識のなかに保持しつづけることが可能であり、いつか再びその行為が繰り返されると、そこに投射することも可能である。このように、行為しつづける自己と行為しつづける他者は、ともに独特の個人として理解されるのではなく、さまざまなタイプとして理解される。定義からして、これらのタイプは相互に交換も可能である。

1 章 制 度 化

この種の類型化が行為者の集団に共通する対象化された知識在庫の文脈内において生じるとき、われわれははじめて本来の意味で役割なるものについて語り始めることができる。役割とはそうした文脈内における行為者の諸類型に他ならない。役割の類型学の構築が行動の制度化にとってなくてはならない相関物であることは、容易に理解することができよう。諸々の制度は役割を通じて個人の経験のなかに

具象化される。ことばによって対象化された役割は、いかなる社会にあつても、その客観的に現前する世界を構成する必要不可欠な要素となつてゐる。役割を遂行することによつて、個人は社会的世界に参加する。これらの役割を内在化することによつて、この世界は彼にとつて主観的に現実的なものになるのである。

共通の知識在庫のなかには社会の全成員にとつて近づきうる、あるいは少なくとも当該役割の潜在的遂行者にとつて近づきうる、役割遂行の規準というものが存在する。この一般的な接近可能性自体もまた、同じ知識在庫の一つの構成部分をなしている。つまり、ただ単にXという役割の規準が一般的に知られている、というだけでなく、これらの規準が知られているといふこともまた、知られているのである。したがつて、Xという役割の想定上の行為者は、すべてこの規準の遵守という責任を負わされうるのであり、この規準は制度的伝統の一部として教え込まれ、すべての役割遂行者の身元証明のために利用されうると同時に、同じ理由から、社会統制にも役立てられるのである。

役割の起源も、制度の起源と同様、習慣化と客観化といふ基礎的な過程のなかにある。役割は行動の相互の類型化を含む共通の知識在庫が形成過程に入るや否やあらわれるものであり、この過程は、すでにみてきたように、社会的相互作用に固有のものであると同時に、本来の制度化に先立つてあらわれる。どの役割が制度化されるようになるか、といふ問題は、どのような行動領域が制度化されやすいか、といふ問題と同一のものであり、またその解答も後者と同じ論法で与えられよう。すべての制度化された行動は役割を含んでいる。こうして、役割は制度化がもつ統制的な性格を分かちもつことになる。行為者が役割遂行者として類型化されるや否や、彼らの行動は事実上、強制力の下におかれることになる。

社会的に規定された役割基準の承認や否認は、恣意的選択の問題ではなくなるわけである。もちろん、制裁の厳しさがそれぞれの場合によって異なってくることはいうまでもない。

役割は制度的秩序を表現する。こうした表現は二つのレヴェルにおいて行なわれる。まず第一に、役割の遂行は役割自体を表現する。たとえば、裁判を行なうことは裁判官の役割を表現する。判決を下しつつある個人は（彼自身の意図によって）判決を下しているのではなく、裁判官として判決を下しているのである。第二に、役割は制度的に定められた行動の網目の全体を表現する。裁判官の役割は他の諸々の役割と関連し合っており、こうした役割の総体が法律制度を構成しつつあるわけである。裁判官はこの制度を代表するものとして行為する。遂行される役割におけるそうした代表性を通じてのみ、制度は実際の経験のなかに顕現することが可能になる。へ予定表に記された行為の総体としてある制度は、ちょうど文字のないドラマの台本のようなものである。ドラマを現実化するのにはあらかじめ割り当てられた役割を何度も繰り返し上演する、生きた俳優たちの演技である。俳優は与えられた舞台の上で役割を表現することによって役割を具現し、ドラマを現実化する。ドラマも制度も、ともにこうした現実化の繰り返しを欠いては、経験的には存在しえない。それゆえ、役割は制度を表現する、ということとは、役割は制度が生きた諸個人の経験のなかに一つの現実として繰り返しあらわれることを可能にする、ということを意味している。

1 章 制 度 化

制度はこれ以外にもさまざまな方法によって表現される。たとえば言語を通じてのその対象化——その単純なことばによる指示から高度に複雑な現実の象徴化への統合に至るまで——もまた、経験において制度を表現する（つまりそれらを現前化する）。さらにまた、制度は自然のおよび人為的な物理的対象

によつて象徴的に表現されることもある。しかしながら、こうしたすべての表現も、それらが実際の人間の行動によつてたえず〈活性化〉されることのないかぎり、〈死んだもの〉となる（つまり主観的現実性を喪失する）。このように、役割のなかにおける、そしてまた役割による、制度の表現は、すぐれた意味における代表的具現そのものであり、他のあらゆる代表的具現も、すべてこのことにその基礎を置いている。たとえば法制度もまた、法律用語、法規範、法理論、そして最後に、倫理的、宗教的、あるいは神話的な思考体系における制度とその規範の究極的な正当化図式、などによつて表現されることはいうまでもない。さらにまた、法の執行にしばしば伴う威嚇的な道具立てのような人為的現象や、雷鳴のような自然的現象——これは罪人判別法に基づく裁判において神の審判として解釈されたり、場合によつては究極的な正義の象徴としてさえ考えられたりすることもある——も、制度を表現している。しかしながら、すべてのこうした表現手段がその持続的な意味や、ときにはその明快ささえをも引き出すことができないのは、それらが人間の行動において役立てられていからこそである。もちろんここでいう人間の行動が、法の制度的役割のなかで類型化されたそれを意味していることはいうまでもない。

ところで、諸個人がこれらの問題について考え始めるとき、彼らは一つの課題に直面する。それは制度を代表するさまざまな表現手段を意味をなすであろう一つの首尾一貫した全体のなかに統合する、という課題である。⁽³⁹⁾ 具体的な役割の遂行は、すべて制度の客観的意味と結びついており、それゆえにまた、こうして他の補助的な役割遂行や一つの全体としての制度の意味とも関連し合っている。このようにして関係づけられたさまざまな表現手段の統合化という問題は、基本的には正当化のレベルにおいて解決されるのであるが、一方ではまたそれは、一定の役割を通じて解決されることもある。すべての役割

は、上に述べたような意味で、制度的秩序を表現する。しかしながら、一部の役割は他の諸々の役割よりも、その秩序をその全体性においてより象徴的に表現する。そうした役割は社会にあつて非常に大きな戦略的重要性をもっている。というのも、これらの役割は単にあれこれの制度を表現するばかりでなく、一つの意味ある世界への全制度の統合をもあらわしているからである。もちろん、実際問題として、これらの役割が社会の成員の意識と行動におけるそうした統合の維持に役立つことはいうまでもない。つまり、これらの役割は社会の正当な装置との間にある特殊な関係をもっているのである。役割のなかには一つの統合された全体性としての制度的秩序をこうして象徴的に表現すること以外には、なんらの機能をもたないものもあれば、それらが日常的に果たしつつあるさほど高尚ではない諸機能の他に、場合によっては、こうした象徴的機能を同時に果たしているものもある。たとえば、裁判官が、ときによってはある特別に重要な裁判において、こうした形で社会の全体的な統合を表現する場合もある。君主は常時こうした機能を果たしつつあるし、立憲君主制の下においては、その機能が普通の人に至るまでの全社会層にとつての〈生きた象徴〉であることに尽きる、ということもあるであろう。歴史的には、制度的秩序の全体を象徴的に表現する役割は、最も一般的には、政治的秩序と宗教的秩序のなかにあらわれてきている。¹⁰⁾

1 章 制 度 化

われわれの当面の考察にとつてこれよりもっと重要なのは、共通の知識在庫の特殊な諸部門間を媒介するものとしての役割の性格である。個人は自らが遂行する役割によつて、社会的に客観化された知識の特定の分野へ導入されてゆく。しかもこの場合、知識というのは狭い認識的な意味でのそればかりではなく、規範、価値、さらには情緒に関する〈知識〉という意味でのそれをも含んでいる。裁判官であ

るためには法律に関する知識をもっていることが必要であることはいうまでもないが、そればかりでなく、おそらくは法律と関係する人間的事象のずつと広い範囲についても、知識をもち合わせていることを必要とする。しかしながら、裁判官であることは、また裁判官にとってふさわしいと考えられる価値や態度についての〈知識〉をもっている、ということの意味しており、こうした知識には、さらに裁判官の妻としてそれをもっていることが普通一般にふさわしいと考えられている価値や態度までもが含まれることさえある。さらにまた、裁判官は感情の領域においてもそれにふさわしい〈知識〉をもっているなければならない。たとえば、裁判官という役割を遂行するのに重要でなくはない心理的条件というものを考えれば、彼はどのような場合に自己の同情心を抑制しなければならぬか、を知っている必要があるであろう。このように、各人が分担するそれぞれの役割は、社会の全知識在庫のうちのある特定部門への参加を可能にする。役割を習得するには、その〈表向き〉の遂行に直接必要とされるルーティーンを習得するだけでは十分ではない。それには同時にまた、この役割を遂行するのに直接および間接的に役立つ知識体系のさまざまな層——認知上のそれや、ときには感情的な層までも——について手ほどきを受けることが必要なのである。

このことは知識の社会的配分という問題を意味している。^(註)ある社会の知識在庫は社会全体にとって有意味的な知識と、特定の役割にとつてのみ意味をもつにすぎないような知識によって構成されている。このことはどんな単純な社会状況であろうと、すべての場合についてあてはまる。たとえばそれはわれわれが先に例示したような社会状況——つまり一人の男と両性志向の女性、それにレスビアンの三人の間で進行中の相互関係によって生み出されるそれ——についてもあてはまる。ここには三人全員にとつ

て意味をもつような知識もあれば（たとえばこの関係を経済的に維持するのに必要な手続きに関する知識）、三人のうちの二人にとつてのみ意味をもつような知識もある（たとえばレスピアンの技法であるとか、他の場合であれば、異性をひきつけるための技法、など）。ことばをかえれば、知識の社会的配分は、一般的に有意義なものと役割に特殊なそれへの知識の二分化をもたらず、ということである。

社会における知識の歴史的蓄積という事実から考えると、われわれは分業の発達によって、役割に特殊な知識の方が全員にとつて意味をもち、近づきうる知識よりも、早い速度で増大する、と考えることができる。分業によつてもたらされた特殊な作業の増大は、容易に習得でき、伝授しうる、規格化された解決法を必要とする。一方また、これらの解決法は一定の状況に関する専門化された知識と、それによつて状況が社会的に規定される、手段・目的関係に関する知識とを必要とする。いいかえれば、専門家が増大し、それとともにそれぞれの専門家は自己の特定の作業の遂行にとつて必要と思われるものであれば、なんでも知っていなければならなくなるであろう、ということだ。

役割に特殊な知識を蓄積するには、一定の諸個人が彼らの専門領域に専念できるような形に社会が組織されていなければならない。たとえば、もし狩猟社会において一定数の個人が刀鍛冶の専門家になろうというのであれば、他の全成人男子に義務づけられている狩猟活動を彼らには免除してやるためのとり決めがなければならぬであろう。これよりもっと抽象的な形の専門化された知識、たとえば秘法家とか他の知識人などがもっている知識も、これと同様の社会的組織を必要とする。これらすべての場合において、専門家たちは、社会的に彼らに割り当てられた知識在庫の諸部門について、その管理者になるわけである。

ところで、これと同時に、社会の全員にとって関係のある知識のなかで重要な部分を占めているのが、専門家の類型学である。専門家たちはそれぞれの専門分野について詳しい人びととして規定されているが、一方で、すべての人はその専門知識が自分たちにとって必要になった場合に、だれがその道の専門家なのか、ということを知っていなければならぬ。一般の人間は豊作をもたらしたり厄払いをしたりするよきの祈禱について、詳しい内容を知っているとは考えられていない。しかしながら、彼が知っていなければならぬのは、こうしたいずれかの祈禱が必要になった場合、どの祈禱師にそれを依頼すればよいのか、ということである。このように、専門家の類型学（最近の社会事業家たちがいうところの「レフェレンス・ガイド」参照的索引）は社会の全員にとつて関係があり、また近づきうる知識在庫の一部をなしているが、専門知識を構成する知識はそうではない。ある種の社会において生じうる実際の困難（たとえば専門家の集団がいくつかあつて競争し合っている場合とか、専門化が複雑になりすぎて素人が混乱させられるような場合）については、ここでは考える必要はない。

このように、役割と知識との間の関係は二つの有利な観点から分析することができる。まず第一に、制度的秩序という観点から眺めると、役割は制度的に客観化された知識の集まりの制度的表現および媒介物としてあらわれる。第二に、いくつかの役割の観点から眺めると、それぞれの役割は社会的に規定された知識という付加物を伴つてあらわれる。もちろん、この二つの観点が、社会の本質的な弁証法である総体的な現象そのものを指し示していることはいうまでもない。第一の観点は社会は諸個人がそれぞれを意識しているかぎりにおいてのみ存在する、という命題によって要約することができる。第二の観点は個人の意識は社会によって規定される、という命題によって要約することができる。このことを役割